

J A一志東部の現況

(令和2年度)



みえなか農業協同組合

目 次

ごあいさつ.....	1
1. 経営理念.....	2
2. 経営方針.....	2
3. 経営管理体制.....	3
4. 農業振興活動.....	4
5. 沿革・歩み.....	5
6. 事業の概況（令和2年度）.....	6
7. 地域貢献情報.....	8
●全般的事項.....	8
●地域からの資金調達の状況.....	8
●地域への資金供給の状況.....	9
●地域密着型金融への取組み.....	10
●文化的・社会的貢献に関する事項.....	11
●自治体との防災協定について.....	12
8. リスク管理の状況.....	13
●リスク管理の体制.....	13
●法令遵守体制.....	16
●反社会的勢力との取引排除.....	18
●金融ADR制度への対応.....	19
●内部監査体制.....	20
●金融商品の勧誘方針.....	20
●金融円滑化にかかる基本的方針.....	20
●個人情報保護の取扱い方針.....	22
●貸出運営についての考え方.....	24
9. 自己資本の状況.....	25
●自己資本比率の状況.....	25
●経営の健全性の確保と自己資本の充実.....	25
10. 主要な業務の内容.....	27
●事業の内容.....	27

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	29
11. 経営の組織	30
●組織機構図	30
●組合員数	31
●組合員組織の状況	31
●地区一覧	31
12. 役員構成	32
13. 会計監査人の名称	32
14. 事務所の名称及び所在地	33
15. 直近の2事業年度における財産の状況	34
●貸借対照表	34
●損益計算書	36
●キャッシュ・フロー計算書	38
●注記表等	40
●剰余金処分計算書	58
●部門別損益計算書（令和元年度）	59
●部門別損益計算書（令和2年度）	30
●財務諸表の正確性に係る確認	61
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	62
●最近5年間の主要な経営指標	62
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	63
●利益総括表	63
●資金運用収支の内訳	63
●受取・支払利息の増減額	64
●貯金に関する指標	64
●貸出金等に関する指標	65
●リスク管理債権残高	68
●金融再生法債権区分に基づく保全状況	69
●経営諸指標	70
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	70
●貸出金償却の額	70
●内国為替取扱実績	70
●有価証券に関する指標	71
●有価証券等の時価情報等	72
●共済取扱実績	73

●購買事業品目別取扱実績.....	75
●販売事業（受託販売）品目別取扱実績.....	76
●販売事業（買取販売）品目別取扱実績.....	76
18. 自己資本の充実の状況.....	77
●自己資本の構成に関する事項.....	77
●自己資本の充実度に関する事項.....	79
●信用リスクに関する事項.....	82
●信用リスク削減手法に関する事項.....	86
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項.....	87
●証券化エクスポージャーに関する事項.....	87
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項.....	88
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項.....	89
●金利リスクに関する事項.....	89
19. 役員等の報酬体系.....	92
●役員.....	92
●職員等.....	93
●その他.....	93

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

平素よりJAの事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「JAみえなかは、食・農・自然を大切にし、協同の力を発揮して、豊かなくらしと地域づくりに貢献します」の経営理念のもと、本年4月1日にJA三重中央・JA一志東部・JA松阪の3JAが合併し、「みえなか農業協同組合」が発足いたしました。

さて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大によって国民のくらしや社会経済活動がかつて経験したことのない甚大な影響を受けた年でありました。ワクチンの接種が進められておりますが、新型コロナウイルス感染症の変異株の発生等、まだまだ収束が見通せない状況が続いております。

また、JAを取り巻く情勢は、これまでの厳しい環境変化に加えて、マイナス金利の長期化等国内の金融環境が大きく変化していることから、全国的にも信用事業を中心としてJAの経営環境が懸念されており、併せて営農・経済事業（農業関連事業・生活その他事業）の収支改善への取り組みが求められています。

このような情勢の中、令和2年度事業計画として掲げました事業目標の達成に向け役職員が全力で事業活動を行った結果、皆様のご理解、ご支援のおかげをもちまして計画を上回る実績を計上することができました。ここに改めて役職員一同心より感謝を申し上げます。

令和3年度はJAみえなかとしての初年度となります。将来にわたり組合員の食と農、くらしを守り、地域に貢献していくためにも、合併によるスケールメリットを最大限に活かし、総合事業の継続を行う盤石な財務基盤と安定した経営収支を有するJAの構築に取り組んでいくことが求められます。

JAみえなかでは組合員の皆様との「対話」により、総合事業と協同活動を通じ、「不断の自己改革」に役職員が「ワンチーム」となって、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向け、“地域の農業をどう維持していくか”“地域のくらしをどう守っていくか”、その実現に向けて組合員の皆様と共に歩んでいくことを使命と考え事業展開を行ってまいります。

最後に、合併によって今まで以上に「農業とくらしになくってはならない組織」として評価をいただけるJAを目指し、役職員一同が気概を持って事業運営に努めてまいりますので、より一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年6月

みえなか農業協同組合

代表理事組合長 前田 孝幸

1. 経営理念

食と農と緑を守り、豊かで安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

2. 経営方針

営農・生活指導事業

農業を取り巻く環境変化のなかで、地域の実態を踏まえた取り組みを実践することにより、地域農業の維持・振興を図り、更には持続可能な農業の実現に向けて農業者の所得増大と農業生産の拡大を支援します。また、生活指導事業については、女性部活動を積極的に支援するとともに、食農教育の啓発・高齢者への健康づくり支援を強化します。

販売事業

営農指導事業との連携による基本技術指導を強化し、品質向上に取り組むとともに、生産者・実需者ニーズに対応した農産物の販売体制の確立に向けて取り組みます。また、地域特産品の宣伝活動や安全・安心な農産物の販売促進に取り組むため、各生産部会や関係機関との連携を強化し、有利販売に繋げ生産者の所得向上に努めます。

その他事業（特別会計）

消費者の食に対する安全・安心への関心が年々高まってきています。このような中、育苗センターでは栽培管理を徹底し健苗育苗に努めていきます。また、共同乾燥調製利用施設では運営管理マニュアルに沿った安全稼働と米穀の品質維持管理に努めます。また、各施設において知識・技術の向上を図り、品質及び人的・物的事故の防止に努めます。

購買事業

超高齢化社会の到来を迎え、農業者の後継者不足は増々進行しています。また、農業経営基盤が個人から法人への大規模経営化が進む中、農業資材の大型化商品や作業効率向上に向けた新商品の早期導入を図り、生産コスト低減に向けた取り組みを行います。また、地域組合員のニーズに沿った商品やサービスの展開、虹のホール利用率向上に向けた取組強化を図っていきます。

信用事業

人口減少と少子高齢化、農業環境の変化、マイナス金利政策の長期化など、複合的・構造的な要因によりJAを取り巻く環境は従来にも増して厳しい状況が続いております。このような状況の中、地域農業を支えるメインバンクとしての農業者への経営支援、ニーズに適った資金供給によるローン利用者の拡大と貸出金残高の伸長、および顧客のライフイベントに応じたライフプランサポートの実践を3つの柱として、強固な顧客基盤の形成と安定的な収益基盤の確保を図るとともに、地域からより一層必要とされ信頼される金融機関を目指します。

共済事業

近年、様々な地域で大規模自然災害が多発し、災害に対する備えとして保障ニーズが高まっています。また自動車保険業界では、若者のクルマ離れやカーシェアリング・レンタカーの普及によって従来の考え方とは違う「所有から使用」へと変化が見受けられ、その多様なニーズに対応した保険商品が発売されています。そのような中、JA共済は、組合員・利用者との接点づくりを強化することにより、「ひと・いえ・くるま」のバランスの取れた総合保障の提供と農業・地域へのさらなる貢献に向けた取り組みを行ってまいります。また、法令等の遵守、利用者の立場に立った丁寧な説明等を実施し、信用・信頼されるJA共済を目指します。

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、信用事業について専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産部会では栽培履歴記帳の作成を義務化、秋冬野菜部会では毎週1回役員による品質検査を実施し、良質な農産物を市場出荷しました。

また、昨年度JGAP認証を取得した生産者に対して維持審査を行うとともに、米・麦施設において安全対策指導を行いました。

◇担い手・新規就農者支援の取り組み

生産者の労力軽減に向け自動播種機を購入し、一部生産者の圃場で試験播種を実施しました。令和2年度には生産者協力のもとブロッコリー等野菜苗育苗の労力軽減に本格的に取り組んでまいります。また、全自動移植機とは別に新たに半自動移植機を1台増台し、栽培面積の維持拡大に取り組みました。

◇農業関連融資の状況

(単位：千円)

	元年度	2年度
件数	225	208
貸出残高	364,282	365,679

◇地産地消・食育の取り組み

地産地消運動の一環として、Aコープ店内及びアピタ松阪三雲店に産直コーナーを設置するほか、学校給食へ地元野菜の納入に取り組んでいます。また、次世代の農業を担う子供たちが「米づくり」を通して稲作の文化、水田の持つ多目的機能、ごはん食の大切さを学んでもらおうと、小学生を対象とした米づくりの体験学習を行いました。

地場産業として香良洲町の特産物である「香良洲梨」の授粉から収穫までの一連の作業を地元小学生に体験させました。また、地元特産物の「ブロッコリー」については理解を深めるため、管内の小学校4校で出前授業による学習指導を行いました。

5. 沿革・歩み

年 月	内 容
平成元年 4月	一志東部農業協同組合誕生 嬉野町農協と三雲町農協が合併する (株)Aコープ一志東部誕生 AコープうれしのとAコープみくもが合併する
平成2年 5月	香良洲町農協と合併予備契約調印
平成2年11月	新生一志東部農業協同組合発足 一志東部農協と香良洲町農協が合併する
平成3年 4月	愛称をJA一志東部とする
平成5年 2月	グリーンセンター竣工式及び開店
平成9年 7月	中川支店新築オープン
平成11年3月	カントリーエレベーター竣工式
平成13年3月	貯金量500億円達成
平成15年4月	特定農業協同組合の承認
平成16年8月	中原店新築オープン
平成19年5月	店舗統廃合による新体制スタート 中川・三雲天白・香良洲支店リニューアルオープン
平成28年8月	香良洲支店移転
平成29年12月	JA葬祭「虹のホール」開館

6. 事業の概況（令和２年度）

信用事業

（貯金）

ボーナスキャンペーンの実施、企画定期貯金の提供および年金振込者獲得に努めた結果、個人貯金は計画対比101.2%となりました。

（貸出金）

農業融資強化のため担い手等を継続訪問し、農業経営近代化資金を中心にPRをしましたが、新規実行金額が102百万円に止まり計画対比96.6%となりました。

住宅資金は、営業担当者による住宅メーカー等への訪問活動により計画対比100.3%となりました。

マイカーローンを中心とする小口ローンは、窓口・外務員の情報収集や住宅ローン利用者へのPR活動により計画対比102.4%となりました。

共済事業

「3Q訪問活動」から組合員・利用者のニーズに沿った保障提供に努めた結果、指標目標対比推進総合ポイントは101.0%、新規契約ポイントは100.9%となりました。

また、自動車事故の現場急行や引受および支払処理の迅速化を図り、顧客満足度向上に努めました。

購買事業

超高齢化社会の到来を迎え、農業者の後継者不足がさらに進行している中、生産コスト低減に向けた資材提供の取り組みを図りましたが、全体では供給高4億4,453万円で計画対比61.6%となりました。

農業生産資材関連については肥料・農薬等の供給高については前年対比101.9%、計画対比84.0%となりました。

生活関連では新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、需要の伸び悩みが続き、供給高は前年対比85.1%となりました。また、葬祭事業については低価格親族葬プランの設定により、施行件数は前年対比134.4%となりましたが、コロナ禍の影響で葬儀の小規模化が定着し、供給高は前年対比74.7%、計画対比では43.7%となりました。

営農生活指導部門

担い手等の作業時間削減のため全自動播種機で、秋冬野菜の播種を行い面積維持・拡大に取り組みました。食農教育として、管内4校の小学校で重点品目であるブロッコリーの定植から収穫までの出前授業を行いました。また、女性部による環境保全活動として新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、中勢バイパス付近でゴミゼロハイキングを行い、会員との親睦を深めました。

販売事業

販売事業実績6億667万円となり、計画対比98.1%となりました。

令和2年産の水稻については、暖冬によりカメムシ等の発生が多く、梅雨が明けた8月以降は高温となり、乳白・心白粒が発生したほか、一部圃場では倒伏がみられ胴割粒も発生し1等米比率は28.9%となりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、苺・秋冬野菜の個人消費については、前年並みとなりましたが外食・業務用の消費が著しく減退し単価安となりました。

その他事業（特別会計）

育苗センターでは、供給計画50,500箱に対し、実績49,804箱となり計画対比98.6%となりました。また、カントリーエレベーターでは、麦の計画16,000俵に対して取扱実績が18,035俵となり計画対比112.7%、米は計画7,500俵に対して取扱実績が7,011俵となり計画対比93.5%となりました。

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、松阪市のうち平成16年12月31日現在における一志郡嬉野町・三雲町の区域及び津市香良洲町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	5, 289人	出資金	882, 452千円
------	---------	-----	------------

●地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 74, 294百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
総合口座	—	1円以上	いつでも自由に出し入れできる貯金です。給料や年金の受取、公共料金などの自動支払にもご利用いただけます。また、総合口座定期貯金をセットすることにより、自動融資を受けることができます。
貯蓄貯金	—	1円以上	いつでも自由に預入、払出ができる貯金です。5段階による金利設定となっているため、残高が多いと普通貯金より有利な金利となります。
スーパー定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1円単位	自由に預入期間の設定ができ、まとまった資金の運用に最適です。単利型と複利型が選択できます。
大口定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上 1円単位	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。
定期積金	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1円単位	預入期間の間、毎月一定額を積立てます。まとまった資金づくりに最適です。定額式、目標式、逡増逡減式及び満期分散式があります。

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

正組合員		1,882
准組合員		10,673
員 外	地方公共団体	145
	地方公社等	—
	金融機関	—
	その他員外	2,173
	計	2,319
合 計		14,875

(2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	177	農業者等の農業経営の近代化を図る。
農業改良資金	0	高リスク農業にチャレンジする担い手の農業経営の安定及び農業生産力の増強を図る。
日本政策金融公庫資金	3	農業者等の経営の近代化を図る。
農業経営改善促進資金	50	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成を図る。
就農支援資金	0	青年等の就農促進を図る。

(3) 融資商品

資金名	対象者	資金使途
農業資金	農業近代化資金	農業者・認定農業者 農業経営の近代化を図るための資金
	スーパーL資金	認定農業者 農業経営の改善を支援するための長期資金
	スーパーS資金	認定農業者 農業経営の運転資金
	農業経営資金	農業者 農業経営に関する一切の資金
	営農ローン	農業者 効率的・安定的な農業経営を図るための資金

住宅資金	住宅ローン	組合員等	住宅の新築・購入・増改築、土地の購入、他金融機関で借入中の住宅資金の借換えのための資金
	リフォームローン	組合員等	既存住宅の増改築・改装・補修等
生活資金	フリーローン	組合員等	家具購入等の生活資金全般
	マイカーローン	組合員等	自動車・バイクの購入、車検、修理費用等
	教育ローン	組合員等	子弟の学費、アパート家賃等教育に関する資金
	カードローン	組合員等	生活資金全般
事業資金	資産活用資金	組合員	賃貸住宅の新築、増改築等

●地域密着型金融への取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本的方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本的方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置、統括部署を明確化し、金融円滑化委員会において協議を行ないその結果等を理事会に報告しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 特殊詐欺犯罪に対する注意喚起

振り込め詐欺防止に向けた啓発活動の一環として、年2回街頭でのチラシ配りを行い、振り込め詐欺の撲滅に向けた取り組みをしています。また、特殊詐欺犯罪に対応するための内部研修を行い未然防止に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

<地方公共団体への協力>

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市の行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

松阪市の指定代理金融機関、また津市の収納代理金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆様にご利用いただいています。

<地域への奉仕活動>

地域社会の一員として、当組合も明るく住みよい地域社会づくりの一助となるよう交通安全県民運動の一環として職員による街頭での交通安全啓発活動や地域美化活動を実施しております。

また津市・松阪市と連携して、高齢者や地域住民にやさしいまちづくりに関する取り組みについての協定書を締結し、「徘徊SOSネットワーク」について登録しているほか、地域住民の救命医療への貢献を目的にカントリーエレベーター駐車場をドクターヘリ臨時離着陸場として登録を行っております。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

<顧問弁護士による無料法律相談会の開催>

平成16年度より、当JAの顧問弁護士が無料で相談に応じる法律相談会を2か月に1回開催しております。

<JA一志東部助け合い組織「たんぼぼの会」>

高齢者対策活動の一環として、平成12年4月に設立し、現在、協力会員20名（組合員家族、地域住民及びJAホームヘルパー）によるホームヘルプサービス（掃除、話し相手等）、ボランティア活動（給食サービス）、ミニディサービス等を行っております。

(3) 情報提供活動

<「かがやき」などの情報誌の定期発行>

当組合では、平成元年4月以来、当JAの活動のみならず、地元の行事・活動を紹介した「かがやき」を発行しています。

本誌は、毎回テーマを絞って地域の産業や話題等を取りあげており、身近な広報誌として地域の皆様にご好評をいただいています。

<ホームページの開設>

当組合では、平成13年8月以来、ホームページを開設し、JAの事業活動等を掲載しております。ホームページのURLは、<http://www.jamie.or.jp/jagroup/ichisitobu/> です。

※合併により<https://www.ja-mienaka.or.jp>に引継いでいます。

<インスタグラムの開設>

当組合では、令和2年6月より、若者世代をターゲットとした情報発信ツールとしてインスタグラムを開始しました。

●自治体との防災協定について

松阪市と「災害時における緊急避難者収容施設等の貸与に関する協定書」、「津波発生時における緊急一時避難ビルとしての使用に関する協定書」を締結しており、災害発生時に旧中郷店を始めとする施設を避難所や緊急物資集積のために提供します。

さらに、津市と「災害時における精米の調達及び供給に関する協定書」を締結しており、災害時において精米の優先供給を行うとともに、搬出に関し積極的に協力します。

・避難所及び避難場所一覧

施設名	所在地	用途
旧 中 郷 店	松阪市嬉野森本町 1173-4	収容・集積場
旧 豊 田 店	松阪市嬉野川北町 1302	収容・集積場
カントリーエレベーター	松阪市嬉野川北町 1755	集積場
旧 米 ノ 庄 店	松阪市中ノ庄町 121	収容・集積場・津波避難場所
三雲営農センター	松阪市中道町 319	炊事場

8. リスク管理の状況

●リスク管理の体制

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

1 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4) リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2 環境変化への対応

- (1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。
- (2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3 方針の検証と見直し

- (1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。
- (2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取り組み】

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益

が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

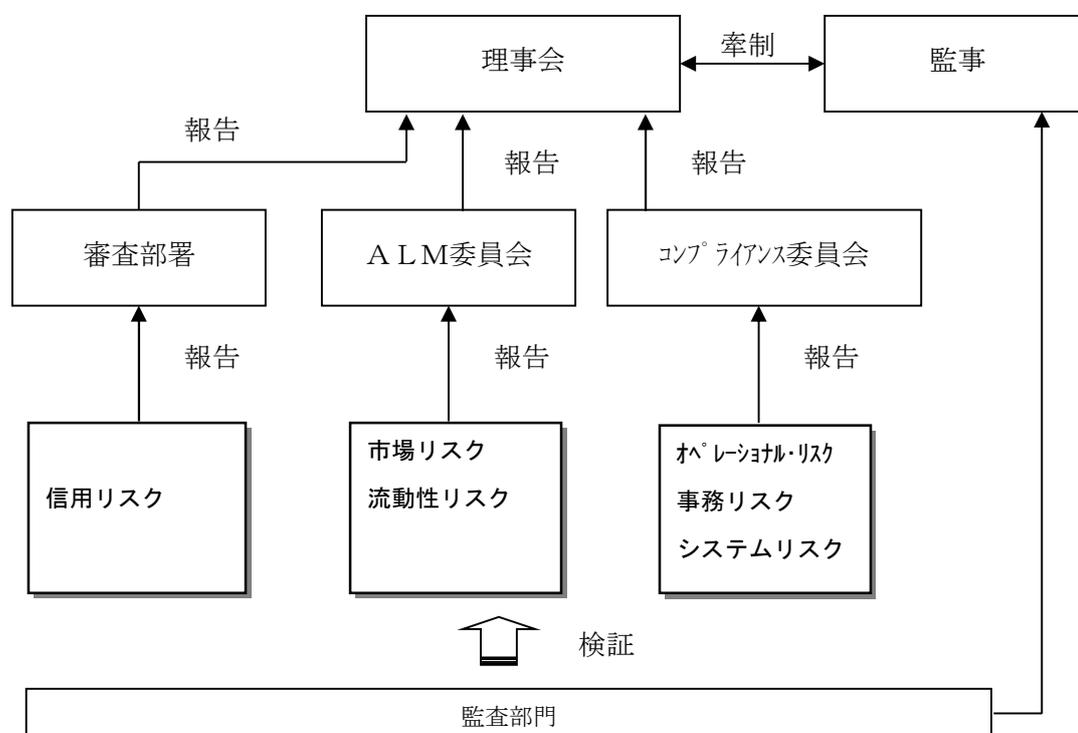
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加

に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】



● 法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

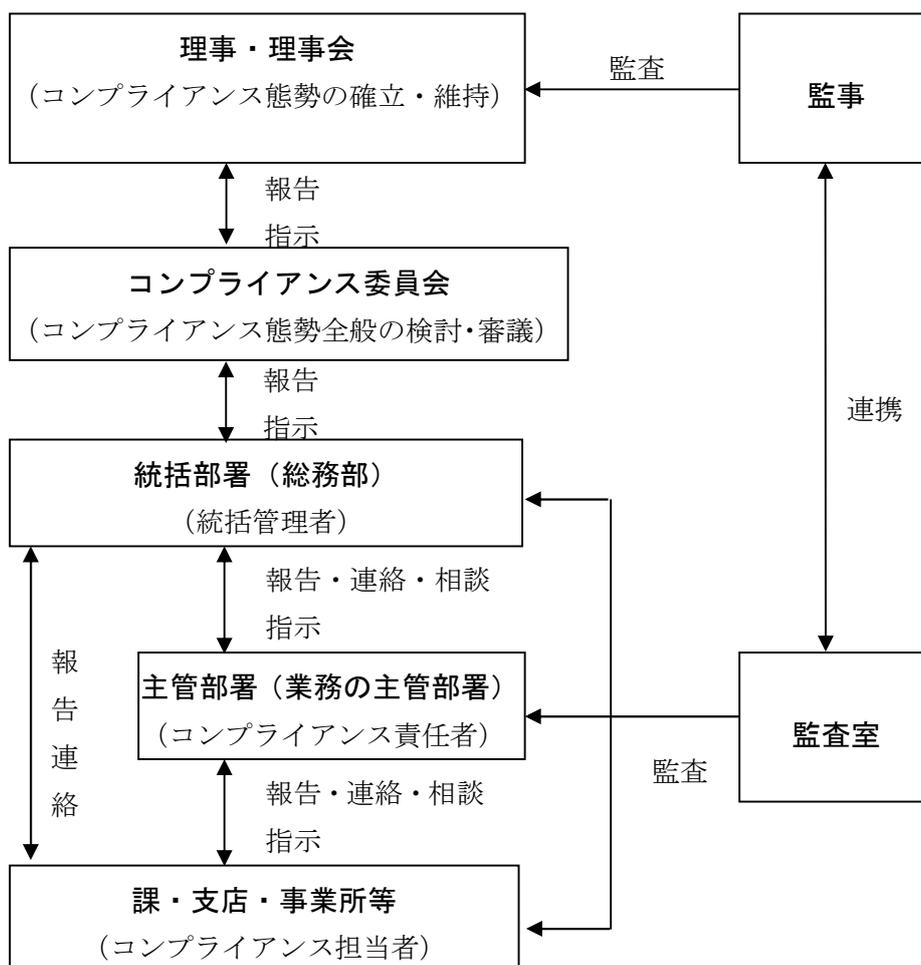
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

一志東部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口

- ・JA みえなか 金融部（電話：0598-28-8808）
- ・JA みえなか 共済部（電話：059-293-6500）
（午前9時～午後5時、金融機関の休日を除く）

【紛争解決措置の内容】

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00
民間総合調停センター（大阪府）	一般社団法人JAバンク相談所を通じてのご利用となります。	

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、愛知県弁護士会紛争解決センターには、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jestad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。か当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

【金融商品の勧誘方針】

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

【金融円滑化にかかる基本的方針】

JA一志東部（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担

う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当J Aは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当J Aは、お客さまからの上述のような申し込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員および部課長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本店および各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店および各支店における金融円滑の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取扱い方針

【個人情報保護方針】

一志東部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

一志東部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

組合員の高齢化、後継者不足等の農業の構造的問題について、営農継続を貸出面からバックアップするとともに、法人化、企業化した農業者や認定農業者などの地域農業の中核的担い手に対し、積極的な貸出を行います。

また、住宅ローンを始めとする農業資金以外にも注力し、資金循環機能を果たします。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、10.73%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

【組合員加入方針】

当組合ではJAの基礎組織基盤として継続的に農業経営を行える環境を整えるため、正組合員加入・増資運動に取り組んでいます。また、JAの事業利用者や活動に参加する地域の方々に対し、「地域農業の応援団」として准組合員加入を促進しています。

1. 正組合員の維持・拡充

(1) 正組合員の世代交代や女性のJA運営参画を踏まえた取り組み

① 一戸複数組合員化

次世代への正組合員加入の促進や未加入者の掘り起しと加入の働きかけを行います。

② 女性の正組合員加入促進

地域農業の維持・振興に重要な役割を果たしている女性農業者に対して正組合員への加入促進を図ります。

③ 直売所出荷会員の正組合員加入促進を図ります。

(2) 新規・定年後就農者等への取り組み

直売所等への少量出荷者の規模拡大支援、新規就農希望者等への営農指導強化により

多様な担い手を育成し、正組合員への加入促進を図ります。

2. 准組合員の拡大

①地域農業を応援する意思を確認しつつ、JAの事業を利用する方を中心に組合員加入推進を図ります。

②食農教育イベント等への参加者に対して、幅広く組合員加入の促進をするとともに、農業応援イベント等への参加を積極的に促し、地域農業の理解と協力を得られる応援団づくりを図ります。

③加入後の対応として農業やJA事業の理解を深めることに努め「地域農業の応援団」としての役割を明確に伝えていきます。また、アンケート等を通して意見集約を図ります。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	一志東部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	882百万円（前年度876百万円）

10. 主要な業務の内容

●事業の内容

信用事業	<p>信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の事業を行っています。</p> <p>この信用事業は、農協、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として一体的な事業運営により、「便利」と「安心」をお届けします。</p>
◎貯金業務	<p>組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまの貯金をお預りしています。</p> <p>当座貯金、普通貯金、総合口座、貯蓄貯金、スーパー定期、定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。</p>
◎融資業務	<p>組合員と地域住民のみなさまの農業や、生活、事業に必要な資金をご融資しています。</p> <p>また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上、発展に貢献しています。</p> <p>さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次もしています。</p>
◎為替業務	<p>全国の農協、信連、農林中金の約7,600におよぶ店舗に加えて、全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当組合の窓口を通してどこの金融機関へでも資金を送ることができるほか、手形、小切手等も安全、確実、迅速に取り立てを致します。</p>
◎国債窓口販売	<p>国債等(利付・割引国庫債券)の窓口販売の取扱と保護預りを行っています。</p>
◎サービス その他	<p>当組合では、コンピュータオンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込・自動集金・口座振替、年金振込などをお取扱しています。</p> <p>また、全国の農協、銀行、ゆうちょ銀行などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなどいろいろなサービスに努めています。</p> <p>また、インターネットを利用して、残高照会や振込ができるインターネットバンキングを取り扱っています。</p>
共済事業	<p>共済事業は、不時の災害に対し、組合員の生活の基盤である「ひと・いえ・くるま」を相互扶助によりトータルに保障し、くらしの安定を長期的にはかる協同活動です。</p> <p>共済事業は共済契約にもとづき、共済契約者から共済金の払込みを受け、共済事故の発生により、共済金を支払う事業です。</p> <p>種類としては、通常、共済の対象となる生命、建物、動産および自動車などにより区分されます。また、それに加えて共済期間により短期、長期にも区分されます。</p>

指導事業	指導事業は、営農指導事業と生活指導事業の2種類に大別することができ、営農指導事業は営農面の協同活動にともなう指導事業であり、生活指導事業は生活面の協同活動にともなう指導事業です。
◎営農指導事業	<p>営農事業の主な活動内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 営農計画策定活動 ② 農業生産技術の研究、導入活動 ③ 農業経営技術の研究、導入活動 ④ 生産者の組織活動 <p>に分かれます。</p>
◎生活指導事業	<p>生活事業の主な活動内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活設計策定活動 ② 生活関係の組織活動 <p>に分かれます。</p>
販売事業	<p>販売事業とは、組合員の共同販売活動であり、営農活動の成果である生産物を有利に販売する協同活動です。農家の営農活動を締めくくり完成させる事業ですが、一方同時に有利な販売ができるように、営農活動全体を計画管理する重要性から、販売事業は営農活動の起点となる戦略的事業の一面を持っています。</p> <p>また、事業の対象である農作物や畜産物の種類により、米穀販売、青果物販売（産直）、および畜産物販売の3種類に大別されます。</p>
購買事業	<p>購買事業は、組合員の共同購買活動であり、農業生産および消費生活に必要な資材について良質なものを有利に購入する協同活動です。</p> <p>購買事業は組合員の営農活動と生活活動とにまたがっており、営農活動としての購買事業は主として商品生産に投入される資材（生産資材）の調達であり、営農指導事業や販売事業と強く結びついた活動です。</p> <p>これに対し、生活活動としての購買事業は、健康で文化的な生活を実現するための資材（生活物資）を入手するものであり、生活指導事業や厚生事業等と深く結びついた活動です。</p>

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

（1）「JAバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

（2）「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

（3）「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

（4）貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2020年3月末現在で4,417億円となっています。

●組合員数

(単位：人)

	元年度末	2年度末	増 減
正組合員数	2,557	2,507	△50
個人	2,535	2,485	△50
法人	22	22	0
准組合員数	2,786	2,782	△4
個人	2,780	2,776	△4
法人	6	6	0
合 計	5,343	5,289	△54

●組合員組織の状況

組織名	構成員数
農家実行組合	組織数 247組合
女性部	297人
トマト部会	嬉野地区 1人
	三雲地区 2人
軟弱ハウス部会	4人
苺部会	32人
秋冬野菜部会	60人
イチジク部会	8人
香良洲梨部会	22人
露地大根部会	7人
水田農業経営者協議会	18人

●地区一覧

○市—松阪市のうち平成16年12月31日現在における一志郡嬉野町・三雲町の区域および津市香良洲町の区域

12. 役員構成

(令和3年3月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	市川 峰男	代表監事	上田 俊篤
常務理事	和田 浩	常勤監事	船木 芳則
〃	河村 公秀	監事	米倉 幾雄
女性理事	中林 孝子	員外監事	山本 純雄
理事	山田 吉雄		
女性理事	高瀬 幸子		
理事	米倉 好晴		
〃	今井 快示		
〃	安保 武治		
〃	北川 常一		
〃	松田 忠正		
〃	中西 勲		
〃	小森 時男		
〃	吉田 司		

注)

- 農協法第30条第12項第1号の規定に該当する者は次のとおりです。
今井 快示、安保 武治、北川 常一、松田 忠正
- 農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者のうち、1の者以外の者は次のとおりです。
市川 峰男、和田 浩、河村 公秀

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和3年6月現在） 所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE田町

14. 事務所の名称及び所在地

店舗名	住 所	電話番号	CD/ATM 設置台数
本 店	松阪市嬉野権現前町 464-5	0598-42-1611	
中 川 支 店	松阪市嬉野中川新町 4 丁目 156	0598-42-1103	2 台
三 雲 天 白 支 店	松阪市曾原町 666	0598-56-2431	1 台
香 良 洲 支 店	津市香良洲町 1863-8	059-292-3021	1 台
事 故 相 談 セ ン タ ー	松阪市嬉野田村町 840-1	0598-48-3939	1 台
資 材 課	松阪市嬉野下之庄町 5	0598-42-5903	
三 雲 営 農 セ ン タ ー	松阪市中道町 319	0598-56-6662	
J A 葬 祭 虹 の ホ ー ル	松阪市肥留町 323-1	0598-20-8734	

(店舗外 CD・ATM 設置台数 1 台)

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和元年度	令和2年度
1 信用事業資産	71,902,105	73,677,170
(1)現金	219,807	242,157
(2)預金	48,553,024	51,734,603
系統預金	48,252,081	51,434,319
系統外預金	300,943	300,283
(3)有価証券	8,166,666	6,692,090
国債	1,000	201,800
地方債	461,500	459,840
社債	7,524,330	5,838,180
株式	-	-
受益証券	102,550	192,270
投資証券	77,286	-
(4)貸出金	14,829,704	14,875,118
(5)その他の信用事業資産	132,902	133,201
未収収益	59,319	57,397
その他の資産	73,582	75,803
2 共済事業資産	3,835	4,327
(1)その他の共済事業資産	3,835	4,327
3 経済事業資産	178,381	160,230
(1)経済事業未収金	98,426	89,601
(2)経済受託債権	25,896	29,457
(3)棚卸資産	37,071	25,944
購買品	19,170	10,639
その他の棚卸資産	17,901	15,304
(4)その他の経済事業資産	16,986	15,227
4 雑資産	110,763	107,399
(1)雑資産	110,763	107,399
5 固定資産	1,754,908	1,827,068
(1)有形固定資産	1,721,887	1,797,814
建物	2,250,336	2,207,261
構築物	227,775	220,274
機械装置	976,351	970,016
土地	979,314	979,314
建設仮勘定	-	155,870
その他の有形固定資産	110,312	95,573
減価償却累計額	△ 2,822,202	△ 2,830,496
(2)無形固定資産	33,021	29,254
6 外部出資	2,435,790	2,434,361
(1)外部出資	2,435,790	2,434,361
系統出資	2,391,624	2,391,195
系統外出資	44,166	43,166
7 繰延税金資産	89,837	84,381
資産の部合計	76,475,622	78,294,939

負債・純資産の部	令和元年度	令和2年度
1 信用事業負債	72,542,621	74,486,343
(1)貯金	72,280,292	74,294,676
(2)借入金	4,795	3,887
(3)その他の信用事業負債	257,533	187,779
未払費用	73,547	25,333
その他の負債	183,985	162,445
2 共済事業負債	232,779	207,862
(1)共済資金	130,469	112,830
(2)未経過共済付加収入	96,697	92,343
(3)共済未払費用	5,538	2,687
(4)その他の共済事業負債	74	—
3 経済事業負債	91,778	56,840
(1)経済事業未払金	33,180	23,932
(2)経済受託債務	47,490	24,896
(3)その他の経済事業負債	11,108	8,011
4 設備借入金	68,600	54,400
5 雑負債	111,888	97,885
(1)未払法人税等	21,435	3,204
(2)資産除去債務	20,277	19,329
(3)その他の負債	70,174	75,351
6 諸引当金	328,130	294,724
(1)賞与引当金	27,498	28,888
(2)退職給付引当金	180,083	191,015
(3)役員退職慰労引当金	29,902	—
(4)特例業務負担金引当金	90,645	74,820
負債の部合計	73,375,797	75,198,056
1 組合員資本	3,055,110	3,051,455
(1)出資金	876,927	882,452
(2)利益剰余金	2,185,942	2,175,606
利益準備金	570,000	584,000
その他利益剰余金	1,615,942	1,591,606
共同利用施設設置積立金	150,000	150,000
信用事業基盤強化積立金	161,803	161,803
ソフトウェア開発準備金	50,000	50,000
経営安定対策積立金	457,000	457,000
特別積立金	640,000	640,000
当期末処分剰余金	157,138	132,803
(うち当期剰余金)	(68,427)	(52,883)
(3)処分未済持分	△ 7,759	△ 6,603
2 評価・換算差額等	44,715	45,427
(1)その他有価証券評価差額金	44,715	45,427
純資産の部合計	3,099,825	3,096,883
負債及び純資産の部合計	76,475,622	78,294,939

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1 事業総利益	984,887	905,613
事業収益	1,728,807	1,496,121
事業費用	743,920	590,508
(1)信用事業収益	742,898	662,448
資金運用収益	602,576	587,195
(うち預金利息)	(328,382)	(338,798)
(うち有価証券利息)	(96,687)	(79,888)
(うち貸出金利息)	(165,438)	(156,338)
(うちその他受入利息)	(12,068)	(12,169)
役務取引等収益	19,943	21,150
その他事業直接収益	21,919	41,837
その他経常収益	98,459	12,265
(2)信用事業費用	144,690	106,255
資金調達費用	65,419	42,991
(うち貯金利息)	(62,216)	(39,689)
(うち給付補填備金繰入)	(2,075)	(1,856)
(うち借入金利息)	(116)	(92)
(うちその他支払利息)	(1,010)	(1,353)
役務取引等費用	11,199	10,732
その他事業直接費用	—	5,232
その他経常費用	68,071	47,299
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
信用事業総利益	598,208	556,192
(3)共済事業収益	271,869	259,305
共済付加収入	251,788	240,883
共済その他手数料	18,033	16,996
保険代理店手数料	1,322	1,389
その他の収益	724	35
(4)共済事業費用	14,023	13,224
共済推進費	9,065	8,783
共済保全費	791	963
その他の費用	4,167	3,477
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
共済事業総利益	257,845	246,080
(5)購買事業収益	607,203	475,229
購買品供給高	580,898	444,536
購買手数料	(97,672)	(63,645)
修理サービス料	3,581	8,715
その他の収益	22,723	21,977
(6)購買事業費用	511,598	404,679
購買品供給原価	483,225	380,890
購買品供給費	17,493	18,100
その他の費用	10,879	5,688
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
購買事業総利益	95,605	70,550
(7)販売事業収益	39,071	36,527
販売品販売高	2,800	2,873
販売手数料	28,882	27,351
その他の収益	7,387	6,303
(8)販売事業費用	6,689	6,407
販売品販売原価	2,554	2,624
販売費	2,516	2,456
その他の費用	1,618	1,326
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
販売事業総利益	32,382	30,120

(9)保管事業収益	9,306	9,149
(10)保管事業費用	2,714	1,535
保管事業総利益	6,592	7,614
(11)加工事業収益	2,678	2,391
(12)加工事業費用	2,565	2,266
加工事業総利益	113	125
(13)利用事業収益	386	—
(14)利用事業費用	344	—
利用事業総利益	42	—
(15)その他事業収益	72,191	70,646
(16)その他事業費用	73,304	71,574
その他事業総損失	1,113	927
(17)指導事業収入	3,419	2,621
(18)指導事業支出	8,208	6,762
指導事業収支差額	△ 4,788	△ 4,141
2 事業管理費	923,373	877,049
(1)人件費	684,858	626,473
(2)業務費	116,323	117,749
(3)諸税負担金	34,658	36,667
(4)施設費	86,675	94,912
(5)その他事業管理費	857	1,246
事業利益	61,513	28,563
3 事業外収益	56,408	59,241
(1)受取雑利息	173	112
(2)受取出資配当金	26,569	28,351
(3)賃貸料	3,881	3,715
(4)委託施設賃貸料	19,457	19,334
(5)雑収入	6,326	7,727
4 事業外費用	20,414	21,674
(1)支払雑利息	310	245
(2)貸倒引当金戻入益	—	—
(3)寄付金	94	121
(4)委託施設管理費	19,167	18,830
(5)雑損失	843	2,477
経常利益	97,506	66,129
5 特別利益	206	13,000
(1)固定資産処分益	90	—
(2)一般補助金	115	—
6 特別損失	0	11,477
(1)固定資産処分損	0	10,112
(2)特例業務負担金引当金繰入	—	1,364
税引前当期利益	97,713	67,652
法人税、住民税及び事業税	29,129	9,579
法人税等調整額	156	5,189
法人税等合計	29,285	14,768
当期剰余金	68,427	52,883
当期首繰越剰余金	88,710	134,583
会計方針の変更による累積的影響額		△ 54,663
遡及処理後当期首繰越剰余金		79,919
当期未処分剰余金	157,138	132,803

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

●キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	97,713	67,059
減価償却費	30,371	77,441
減損損失	11,785	1,364
引当金の増減額 (△は減少)	-	-
外部出資等損失引当金の増減額 (△は減少)	-	-
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 636	1,389
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,282	△ 43,731
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5,718	△ 29,902
特例業務負担金引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,191	△ 15,825
信用事業資金運用収益	△ 604,059	△ 589,681
信用事業資金調達費用	65,419	42,991
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 26,743	△ 28,463
支払雑利息	310	245
為替差損益 (△は益)	-	-
有価証券関係損益 (△は益)	△ 86,819	△ 34,119
金銭の信託の運用損益 (△は益)	-	-
買入金銭債権関係損益 (△は益)	-	-
固定資産売却損益 (△は益)	△ 90	10,112
固定資産圧縮損 (△は益)	-	-
その他の損益 (△は益)	24,731	△ 5,291
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 252,824	△ 45,414
預金の純増 (△) 減	△ 629,000	△ 2,716,000
貯金の純増減 (△)	1,152,882	2,014,384
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 889	△ 907
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	40,891	△ 1,258
その他の信用事業負債の純増減 (△)	50,121	△ 22,332
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	-	-
共済借入金の純増減 (△)	-	-
共済資金の純増減 (△)	△ 22,212	△ 17,638
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 3,011	△ 4,354
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	△ 967	△ 491
その他の共済事業負債の純増減 (△)	2,065	△ 2,924
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	7,480	8,824
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 13,258	△ 3,560
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 1,866	11,127
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 6,781	△ 9,247
経済受託債務の純増減 (△)	6,479	△ 22,593
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	1,485	1,758
その他の経済事業負債の純増減 (△)	1,107	△ 3,097

(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	△ 49,147	10,195
その他の負債の純増減 (△)	6,963	△10,539
未消費税等還付金の純増 (△) 減	-	-
未払消費税等の純増減 (△)	△ 2,799	564
信用事業資金運用による収入	606,378	591,736
信用事業資金調達による支出	△ 98,891	△ 91,508
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	-
小 計	306,432	△ 859,686
雑利息及び出資配当金の受取額	26,312	25,122
雑利息の支払額	2,824	15,275
法人税等の支払額	△ 6,037	△ 21,435
事業活動によるキャッシュ・フロー	329,531	△840,723
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,959,590	△ 501,746
有価証券の売却による収入	1,286,155	1,711,371
有価証券の償還による収入	550,413	300,048
金銭の信託の増加による支出	-	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
買入金銭債権の増加による支出	-	-
買入金銭債権の減少による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	-	-
固定資産の取得による支出	△ 10,019	△ 157,050
固定資産の処分による収入	90	△ 4,028
リース資産の取得による支出	-	-
リース資産の処分による収入	-	-
外部出資による支出	-	△ 400
外部出資の売却等による収入	-	829
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 132,950	1,349,024
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	△ 258,601	△ 14,200
リース債務の増加による収入	-	-
リース債務の返済による支出	-	-
出資の増額による収入	45,698	40,479
出資の払戻しによる支出	△ 34,016	△ 39,252
回転出資金の受入による収入	-	-
回転出資金の払戻しによる支出	-	-
持分の取得による支出	△ 7,759	△ 6,603
持分の譲渡による収入	5,777	7,759
出資配当金の支払額	△ 8,559	△ 8,555
(非支配株主への配当金支払額)	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 257,460	△20,372
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 60,879	487,928
6 現金及び現金同等物の期首残高	521,612	460,732
7 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	-
8 現金及び現金同等物の期末残高	460,732	948,660

●注記表等

<令和元年度>

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
 - ②時価のないもの・・・移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品(数量管理)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
 - (2) その他の棚卸資産(貯蔵品)・・・最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産については定率法(ただし、特別会計、選果場、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。
 - (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、5,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- 5 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表

示をしています。

II 表示方法の変更に関する注記

1 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

1 特例業務負担金引当金

従来、農林漁業団体職員共済組合より示された特例業務負担金の将来見込額を引当金計上していましたが、当事業年度において農林年金改正法を契機として、標準報酬月額等に基づき見積もるよう計算方法を変更しました。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費等に与える影響は軽微であります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 955,016 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額
建物	398,206
構築物	10,026
機械装置	545,639
車両運搬具	1,043
工具器具備品	102

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金 100 千円を設定しています。

為替決済の取引の担保として、定期預金 3,500,000 千円を設定しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 4,698 千円

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は 35,782 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 23,621 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、59,403千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,022千円の棚卸評価損が含まれています。

2 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記 (追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,089,168千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	48,553,024	48,574,782	21,758
有価証券			
満期保有目的の債券	301,000	279,071	△21,928
その他有価証券	7,865,666	7,865,666	—
貸出金 (*1)	14,839,082		
貸倒引当金控除後	14,839,082	15,436,933	597,850
資 産 計	71,558,773	72,156,453	597,680
貯 金	72,280,292	72,322,940	42,648
負 債 計	72,280,292	72,322,940	42,648

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金9,378千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価格によります。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリス

クフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	2,435,790
合 計	2,435,790

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	48,253,024	-	-	-	-	300,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	101,000	-	-	-	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000	100,000	-	300,000	1,000,000	5,900,000
貸出金 (*1、2)	1,153,539	917,907	842,395	752,520	711,769	10,420,179
合 計	49,706,563	1,118,907	842,395	1,052,520	1,711,769	16,820,179

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 107,314 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 31,392 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	61,590,857	3,926,596	5,431,073	528,365	803,399	-
合 計	61,590,857	3,926,596	5,431,073	528,365	803,399	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	1,000	1,019	19
	小 計	1,000	1,019	19
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	300,000	278,052	△21,948
	小 計	300,000	278,052	△21,948
合 計		301,000	279,071	△21,928

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	地方債	399,920	461,500	61,579
	社 債	4,299,422	4,387,760	88,337
	受益証券	100,000	102,550	2,550
	投資証券	34,054	35,761	1,707
	小 計	4,833,397	4,987,571	154,173
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	社 債	2,925,049	2,836,570	△88,479
	投資証券	45,771	41,525	△4,246
	小 計	2,970,821	2,878,095	△92,726
合 計		7,804,219	7,865,666	61,447

なお、上記差額から繰延税金負債 16,732 千円を差し引いた額 44,715 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
社債	622,013	21,919	-
株式	178,409	17,692	10,378
受益証券	485,733	59,069	-
合 計	1,286,155	98,681	10,378

3 当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 有価証券の減損処理

当年度中において、11,785 千円減損処理を行っています。

市場価格または合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

VIII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会

との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付引当金	182,365
(2) 退職給付費用	41,432
(3) 退職給付の支払額	△5,881
(4) 年金資産への拠出金	△37,833
(5) 期末における退職給付引当金 (1)+(2)+(3)+(4)	180,083

2 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	638,486
(2) 年金資産	△458,403
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	180,083
(4) 退職給付引当金 (3)	180,083

3 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

(1) 勤務費用	41,432
(2) 退職給付費用 (1)	41,432

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産 (A)	106,934
退職給付引当金	49,036
有価証券簿価下げ	3,209
賞与引当金	7,487
賞与引当金に係る未払社会保険料	1,255
特例業務負担金引当金	24,682
貸出金未収利息	18
役員退職慰労引当金	8,142
棚卸資産 (収益性低下分)	550
未払事業税	1,682
減損損失 (土地)	17,157
減損損失 (減価償却資産)	11,232
資産除去債務	5,521
中央会賦課金	3,263
無形固定資産償却	16,777
管理経済システム改良負担金	150
評価性引当額	△ 43,235
繰延税金負債 (B)	△ 17,097
全農外部出資 (みなし配当)	△ 300
資産除去債務 (固定資産増加額)	△ 65
その他有価証券評価差額金	△ 16,732
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	89,837

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：％)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.30
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.32
住民税均等割等	0.72
評価性引当額の増減	4.36
過年度法人税等追徴税額	0.15
その他	0.53
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.97

X 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市において、賃貸不動産を所有しています。令和2年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は5,306千円（賃貸収益は賃貸料及び委託施設賃貸料に、主な賃貸費用は委託施設管理費及び雑損失に計上）です。

また、松阪市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	644,620	△ 11,573	633,046	446,456
遊休不動産	34,784	△ 929	33,855	89,075
合計	679,405	△ 12,502	666,902	535,532

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

X I キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金及び普通預金となっています。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

現金及び預金勘定	48,772,832
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	48,312,100
現金及び現金同等物	460,732

＜令和２年度＞

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
 - ②時価のないもの・・・移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購入品(数量管理)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
 - (2) その他の棚卸資産(貯蔵品)・・・最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産については定率法(ただし、特別会計、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。
 - (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、5,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしております。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来

発生すると見込まれる額を計上しています。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

II 会計方針の変更に関する注記

1 退職給付債務の計算方法の変更

退職給付債務の計算方法は、従来、簡便法によっていましたが、令和3年4月1日の合併に伴う会計処理の統一のため、当事業年度から原則法に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用しております。この結果、当事業年度の期首における純資産額は、54,663千円減少しております。

III 表示方法の変更に関する注記

1 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

2 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則別表第4の改正に伴い、事業総利益の内訳科目であるその他の収益、その他の費用に含めておりました「共済その他手数料」「保険代理店手数料」を区分掲記しております。

IV 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,364千円

(2) その他の情報

①算出方法

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

②主要な仮定

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年11月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

③翌年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 942,098 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額
建物	390,760
構築物	10,026
機械装置	541,210
工具器具備品	102

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金 100 千円を設定しています。
為替決済の取引の担保として、定期預金 3,500,000 千円を設定しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 4,026 千円

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は 8,002 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、育苗センターをはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
旧本店資材倉庫他	遊休	建物及び構築物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧本店資材倉庫他の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧本店資材倉庫他 1,364千円（建物1,342千円、構築物22千円）

(4) 回収可能価額の算定方法

旧本店資材倉庫他の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,245千円の棚卸評価損が含まれています。

VII 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合におい

て、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が706,753千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	51,734,603	51,753,086	18,483
有価証券			
満期保有目的の債券	301,000	313,065	12,065
その他有価証券	6,391,090	6,391,090	—
貸出金 (*1)	14,881,288		
貸倒引当金控除後	14,881,288	15,368,533	487,245
資 産 計	73,307,981	73,825,774	517,793
貯 金	74,294,676	74,326,788	32,112
負 債 計	74,294,676	74,326,788	32,112

(*1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金6,169千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価格によります。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

す。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	2,434,361
合 計	2,434,361

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	51,434,603	-	-	-	300,000	-
有価証券						
満期保有目的の債券	101,000	-	-	-	-	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	300,000	1,000,000	494,070	4,498,200
貸出金 (*1、2)	1,109,118	882,840	803,866	764,586	728,584	10,578,120
合 計	52,644,721	882,840	1,103,866	1,764,586	1,522,654	15,276,320

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 100,363 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 8,002 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	61,500,504	5,268,480	5,669,905	723,163	1,132,622	-
合 計	61,500,504	5,268,480	5,669,905	723,163	1,132,622	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VIII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	1,000	1,008	8
	社 債	300,000	312,057	12,057
	小 計	301,000	313,065	12,065
合 計		301,000	313,065	12,065

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	地方債	399,925	459,840	59,914
	社 債	3,809,451	3,897,830	88,378
	小 計	4,209,377	4,357,670	148,292
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	国 債	201,654	200,800	△854
	社 債	1,717,633	1,640,350	△77,283
	受益証券	200,000	192,270	△7,730
	小 計	2,119,287	2,033,420	△85,867
合 計		6,328,664	6,391,090	62,425

なお、上記差額から繰延税金負債 16,998 千円を差し引いた額 45,427 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
社債	1,629,736	34,774	-
投資証券	81,621	7,062	5,232
合 計	1,711,357	41,837	5,232

3 当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 有価証券の減損処理

当年度中において、1,000 千円（うち、系統外出資 1,000 千円）減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

IX 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	693,150
(2) 勤務費用	38,175
(3) 利息費用	2,432
(4) 数理計算上の差異の発生額	△22,395

(5)退職給付の支払額	△71,071
(6)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	640,291

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1)期首における年金資産	458,403
(2)期待運用収益	3,946
(3)数理計算上の差異の発生額	4,414
(4)年金資産への拠出金	36,588
(5)退職給付の支払額	△54,076
(6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	449,275

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1)退職給付債務	640,291
(2)年金資産	△449,275
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	191,016
(4)貸借対照表計上額純額(3)	191,016
(5)退職給付引当金=(4)	191,016

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1)勤務費用	38,175
(2)利息費用	2,432
(3)期待運用収益	△3,946
(4)数理計算上の差異の費用処理額	△26,809
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	9,851

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1)一般勘定	161,906
(2)合計	161,906

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1)債券	181,042
(2)年金保険投資	74,716
(3)現金及び預金	17,242
(4)その他	14,368
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	287,369

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(単位：%)

(1)割引率	0.35%
(2)長期期待運用収益率	0.87%

X 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	101,714
退職給付引当金	52,013
賞与引当金	7,866
賞与引当金に係る未払社会保険料	1,322
特例業務負担金引当金	20,373
棚卸資産(収益性低下分)	611
未払事業税	507
減損損失(土地)	17,157
減損損失(減価償却資産)	16,072
資産除去債務	5,263
中央会賦課金	3,467
無形固定資産償却	17,779
管理経済システム改良負担金	90
農協観光出資金債務超過	272
評価性引当額	△ 41,083
繰延税金負債(B)	△ 17,332
全農外部出資(みなし配当)	△ 300
資産除去債務(固定資産増加額)	△ 34
その他有価証券評価差額金	△ 16,998
繰延税金資産の純額(A)+(B)	84,381

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.23
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.01
住民税均等割等	1.04
評価性引当額の増減	△3.18
その他	0.53
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.83

X I 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市において、賃貸不動産を所有しています。令和3年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は5,339千円(賃貸収益は賃貸料及び委託施設賃貸料に、主な賃貸費用は委託施設管理費及び雑損失に計上)です。

また、松阪市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	633,046	△ 11,512	621,534	438,050
遊休不動産	33,855	△ 1,541	32,314	86,451

合 計	666,902	△ 13,053	653,849	524,502
-----	---------	----------	---------	---------

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

X II 重要な後発事象に関する注記

旧三重中央農業協同組合、旧一志東部農業協同組合及び旧松阪農業協同組合の3組合は、合併予備契約を締結し、令和2年11月開催の臨時総代会において承認されました。

(1) 合併の目的

3組合が相互扶助の精神のもとに大同団結して合併を行い、安定した財務基盤と経営収支を有する組合を構築していくことで、総合事業の継続による「組合員・地域社会になくてはならない組合」を目指し、組合員や地域の皆様が安心して営農や生活ができるよう取り組んでいくことを目的とします。

(2) 合併する農業協同組合の名称

三重中央農業協同組合
一志東部農業協同組合
松阪農業協同組合

(3) 合併の形式

三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合及び松阪農業協同組合が対等の立場で合併し、手続き上は合併事務の簡素化をはかるため、三重中央農業協同組合が定款を変更し、一志東部農業協同組合及び松阪農業協同組合の財産及び権利義務を包括的に承継する「定款変更方式」としました。

(4) 合併後の名称

みえなか農業協同組合

(5) 合併の期日

令和3年4月1日

(6) 出資1口あたりの金額

1,000円

X I キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金及び普通預金となっています。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

現金及び預金勘定	51,976,760
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	51,028,100
現金及び現金同等物	948,660

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	元年度	2年度
1 当期末処分剰余金	157,138	132,803
2 剰余金処分数額	22,555	8,646
(1)利益準備金	14,000	
(2)出資配当金 (年率)	8,555 (1.0%)	
出資配当代わり金 (年率)		8,646 (1.0%)
3 次期繰越剰余金	134,583	124,156

注)

1. 配当代わり金は年1.0%の割合です。
2. 次期繰越剰余金は、みえなか農業協同組合の繰越剰余金に承継します。

●部門別損益計算書（令和元年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,749,025	742,898	271,869	428,848	303,926	1,482	
事業費用 ②	764,138	144,690	14,023	347,482	255,496	2,445	
事業総利益③（①－②）	984,887	598,208	257,845	81,366	48,430	△962	
事業管理費 ④	923,373	447,137	233,473	132,577	74,260	35,924	
（うち人件費 ⑤）	(684,858)	(327,475)	(192,817)	(95,148)	(39,959)	(29,457)	
（うち減価償却費⑥）	(30,371)	(7,317)	(4,438)	(7,382)	(10,322)	(911)	
うち共通管理費 ⑦		95,064	34,093	18,468	10,939	3,812	△162,378
（うち人件費 ⑧）		(60,762)	(21,791)	(11,804)	(6,991)	(2,436)	(△103,787)
（うち減価償却費⑨）		(2,669)	(957)	(518)	(307)	(107)	(△4,560)
事業利益 ⑩（③－④）	61,513	151,070	24,371	△51,211	△25,830	△36,887	
事業外収益 ⑪	56,408	34,161	15,039	4,090	2,456	660	
うち共通分 ⑫		16,246	5,826	3,156	1,869	651	△27,750
事業外費用 ⑬	20,414	11,146	4,531	2,739	1,391	605	
うち共通分 ⑭		9,288	3,331	1,804	1,068	372	△15,865
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	97,506	174,085	34,879	△49,859	△24,765	△36,832	
特別利益 ⑯	206	120	43	23	13	4	
うち共通分 ⑰		120	43	23	13	4	△206
特別損失 ⑱	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑲		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑳（⑮＋⑯－⑱）	97,713	174,206	34,923	△49,836	△24,751	△36,827	
営農指導事業分配賦額 ㉑		-	-	36,827	-	△36,827	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ㉒（⑳－㉑）	97,713	174,206	34,923	△86,664	△24,751		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

○共通管理費

「人頭割+共通管理費配賦前の人件費・減価償却費を除いた事業管理費割+共通管理費配賦前の事業利益割」の平均

(2) 営農指導事業

「農業関連事業100%」

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：%）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	58.5	21.0	11.4	6.7	2.4	100.0
営農指導事業	-	-	100.0	-		100.0

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	76,475,622	73,963,264	542,844	610,149	334,546	2,831	1,021,986
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	76,475,622 (1,754,908)	74,561,126 (593,177)	757,461 (282,374)	726,656 (509,362)	403,019 (347,475)	27,358 (22,518)	

●部門別損益計算書（令和2年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,518,319	662,448	259,305	388,907	206,425	1,231	
事業費用 ②	612,705	106,255	13,224	306,022	184,933	2,268	
事業総利益③（①－②）	905,613	556,192	246,080	82,884	21,491	△1,036	
事業管理費 ④	877,049	439,645	228,285	116,826	61,304	30,988	
（うち人件費 ⑤）	(626,473)	(309,101)	(179,744)	(79,471)	(33,049)	(25,105)	
（うち減価償却費⑥）	(46,846)	(18,770)	(10,121)	(7,126)	(9,948)	(880)	
うち共通管理費 ⑦		101,927	38,813	16,877	8,735	3,945	△170,298
（うち人件費 ⑧）		(67,785)	(25,812)	(11,223)	(5,809)	(2,623)	(△113,254)
（うち減価償却費⑨）		(3,428)	(1,305)	(567)	(293)	(132)	(△5,728)
事業利益 ⑩（③－④）	28,563	116,547	17,794	△33,941	△39,812	△32,024	
事業外収益 ⑪	59,241	37,115	15,329	3,965	2,137	694	
うち共通分 ⑫		17,577	6,693	2,910	1,506	680	△29,368
事業外費用 ⑬	21,674	12,206	5,121	2,589	1,160	597	
うち共通分 ⑭		10,507	4,001	1,739	900	406	△17,555
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	66,129	141,456	28,002	△32,565	△38,835	△31,927	
特別利益 ⑯	13,000	5,910	3,551	2,282	773	482	
うち共通分 ⑰		1,229	468	203	105	47	△2,054
特別損失 ⑱	11,477	6,673	2,677	1,241	599	284	
うち共通分 ⑲		6,181	2,353	1,023	529	239	△10,328
税引前当期利益 ⑳（⑮＋⑯－⑱）	67,652	140,693	28,876	△31,525	△38,661	△31,730	
営農指導事業分配賦額 ㉑		-	-	31,730	-	△31,730	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ㉒（⑳－㉑）	67,652	140,693	28,876	△63,255	△38,661		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

○共通管理費

「人頭割+共通管理費配賦前の人件費・減価償却費を除いた事業管理費割+共通管理費配賦前の事業利益割」の平均

(2) 営農指導事業

「農業関連事業100%」

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：%）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	59.9	22.8	9.9	5.1	2.3	100.0
営農指導事業	-	-	100.0	-		100.0

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	78,294,939	75,719,778	534,520	576,793	307,372	2,083	1,154,391
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	78,294,939 (1,827,068)	76,411,259 (672,249)	797,721 (319,890)	691,077 (484,529)	366,246 (326,265)	28,634 (24,134)	

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

- ① 私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 3年 7月 19日
みえなか農業協同組合
代表理事組合長 前田孝幸

16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経常収益（事業収益）	2,471	2,456	1,786	1,746	1,518
信用事業収益	732	714	697	742	662
共済事業収益	279	296	282	271	259
農業関連事業収益	1,153	1,133	465	428	388
生活その他事業収益	304	310	338	303	206
営農指導事業収益	1	1	1	1	1
経常利益	70	97	74	97	66
当期剰余金（※）	2	63	7	68	52
出資金	872	869	871	876	882
（出資口数）	(872,267)	(869,813)	(871,268)	(876,927)	(882,452)
純資産額	3,071	3,159	3,198	3,099	3,096
総資産額	70,924	74,268	75,656	76,475	78,294
貯金等残高	66,716	69,835	71,127	72,280	74,294
貸出金残高	15,204	15,415	14,576	14,829	14,875
有価証券残高	6,246	7,103	8,190	8,166	6,692
剰余金配当金額	8	8	8	8	8
・出資配当の額	8	8	8	8	8
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
正職員数	105人	101人	99人	97人	92人
常雇的臨時雇用者	11人	14人	16人	13人	10人
単体自己資本比率	12.03%	11.76%	10.41%	10.68%	10.73%

注)

1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	元年度	2年度	増減
資金運用収支	537	544	7
役務取引等収支	8	10	1
その他信用事業収支	52	1	△50
信用事業粗利益	598	556	△42
(信用事業粗利益率)	0.84	0.76	△0.08
事業粗利益	966	951	△15
(事業粗利益率)	1.20	1.18	△0.02
事業純益		74	
実質事業純益		74	
コア事業純益		37	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)		37	

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	元年度			2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	71,020	603	0.85	73,099	598	0.81
うち預金	48,361	341	0.70	50,376	362	0.71
うち有価証券	7,944	96	1.21	7,814	79	1.02
うち貸出金	14,714	165	1.12	14,908	156	1.04
資金調達勘定	72,112	65	0.09	74,400	42	0.05
うち貯金・定積	71,977	64	0.08	74,216	41	0.05
うち借入金	5	0	1.95	4	0	2.05
うち貸付留保金	128	0	0.77	179	1	0.74
総資金利ざや	—	—	0.14	—	—	0.17

注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	元年度増減額	2年度増減額
受取利息	△18	△5
うち預金	△4	20
うち有価証券等	6	△16
うち貸出金	△20	△9
支払利息	△10	△22
うち貯金	△10	△22
うち借入金	0	0
差引	△7	17

注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	元年度		2年度		増減
流動性貯金	17,746	(24.6)	20,191	(27.2)	2,444
定期性貯金	54,220	(75.3)	54,014	(72.7)	△205
その他の貯金	10	(0.0)	10	(0.0)	0
計	71,977	(100.0)	74,216	(100.0)	2,238
合計	71,977	(100.0)	74,216	(100.0)	2,238

注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. ()内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	元年度		2年度		増減
定期貯金	52,517	(100.0)	51,961	(100.0)	△556
うち固定自由金利定期	52,514	(99.9)	51,960	(99.9)	△553
うち変動自由金利定期	3	(0.0)	0	(0.0)	△0

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3) ()内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	元年度	2年度	増減
手形貸付	74	75	1
証書貸付	14,531	14,728	197
当座貸越	108	103	△4
金融機関貸付	0	0	0
合計	14,714	14,908	193

▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	元年度		2年度		増減
固定金利貸出	10,311	(69.5)	9,822	(65.9)	△487
変動金利貸出	4,518	(30.4)	5,052	(33.9)	534
合計	14,829	(100.0)	14,874	(100.0)	47

注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	元年度	2年度	増減
貯金等	87	79	△7
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	25	19	△5
計	113	99	△13
農業信用基金協会保証	3,663	3,588	218
その他保証	10,176	10,069	△74
計	14,406	14,625	△107
信用	309	149	△159
合計	14,829	14,875	45

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	元年度	2年度	増減
農業経営近代化資金	133	177	43
制度資金	4	3	0
農業資金	236	187	△48
うち農業施設資金	149	119	△29
うち農業運転資金	87	68	△19
事業資金	1,134	1,047	△88
うち事業施設資金	1,134	1,042	△92
うち事業運転資金	0	5	4
生活資金	12,939	13,239	300
うち住宅関連資金	12,615	12,875	260
うち生活関連資金	324	364	40
その他資金	379	217	△162
合計	14,829	14,875	45

▼業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	元年度		2年度		増減
農業	545	(3.6)	517	(3.4)	△28
林業	18	(0.1)	17	(0.1)	0
水産業	48	(0.3)	47	(0.3)	△1
製造業	4,146	(27.9)	4,175	(28.0)	28
鉱業	82	(0.5)	113	(0.7)	31
建設業	1,485	(10.0)	1,496	(10.0)	11
電気・ガス・熱供給・水道業	194	(1.3)	185	(1.2)	△8
運輸・通信業	1,125	(7.5)	1,202	(8.0)	77
卸売・小売業・飲食店	880	(5.9)	829	(5.5)	△50
金融・保険業	207	(1.4)	284	(1.9)	76
不動産業	855	(5.7)	812	(5.4)	△43
サービス業	3,441	(23.2)	3,540	(23.8)	99
地方公共団体	304	(2.0)	145	(0.9)	△159
その他	1,493	(10.0)	1,506	(10.1)	13
合計	14,829	(100.0)	14,875	(100.0)	45

注) () 内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
農業	364	365	1
穀作	246	258	12
野菜・園芸	18	12	△5
果樹・樹園農業	24	21	△3
養豚・肉牛・酪農	-	602	6
養鶏・養卵	3	-	△3
その他農業	71	72	1
合計	364	365	1

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
プロパー資金	164	133	△30
農業制度資金	200	232	32
農業近代化資金	133	177	43
その他制度資金	66	54	△11
合計	364	365	1

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当ありません。

●リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	元年度	2年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	35	8	△27
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	23	—	△23
合 計	59	8	△51

注)

1. 破綻先債権：元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 延滞債権：未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。
3. 3ヶ月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、2に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金（注1、2、3に掲げるものを除く。）をいいます。

●金融再生法債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額		
			担保・保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	13	13	—	13
	当年度	8	8	—	8
危険債権	前年度	21	21	—	21
	当年度	—	—	—	—
要管理債権	前年度	23	23	—	23
	当年度	—	—	—	—
小 計	前年度	59	59	—	59
	当年度	8	8	—	8
正常債権	前年度	14,778			
	当年度	14,875			
合 計	前年度	14,838			
	当年度	14,883			

注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号) 第 6 条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
2. 危険債権：経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
3. 要管理債権：3 か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
4. 正常債権：上記以外の債権

●経営諸指標

▼利益率

(単位：%)

	元年度	2年度	増減
総資産経常利益率	0.12	0.08	△0.04
資本経常利益率	3.25	2.16	△1.09
総資産当期純利益率	0.08	0.06	△0.02
資本当期純利益率	2.28	1.72	△0.56

▼貯貸率・貯証率

(単位：%)

		元年度	2年度	増減
貯貸率	期末	20.5	20.0	△0.5
	期中平均	20.4	20.0	△0.4
貯証率	期末	11.2	9.0	△2.2
	期中平均	11.0	10.5	△0.5

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当ありません。

●貸出金償却の額

該当ありません。

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種類		元年度		2年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	1,128	4,959	8,691	98,800
	金額	732,245	850,753	9,106,958	19,509,872
代金取立為替	件数	—	—	—	1
	金額	—	—	—	431
雑為替	件数	50	44	506	427
	金額	23,515	12,330	103,207	2,130,061
合計	件数	1,178	5,003	9,197	99,228
	金額	755,761	863,084	9,210,165	21,640,364

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	元年度	2年度	増減
国債	1	152	151
地方債	400	400	0
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	7,088	7,071	△17
株式	109	—	△109
その他の証券	345	190	△155
合計	7,944	7,814	△130

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当ありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め のない もの	合計
令和元年度								
国債	—	1	—	—	—	—	—	1
地方債	—	—	—	—	—	400	—	400
社債	300	200	1,300	900	400	4,400	—	7,500
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	179	179
令和2年度								
国債	1	—	—	—	—	—	—	1
地方債	—	—	—	—	—	400	—	400
社債	100	300	1,400	400	300	3,300	—	5,800
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	200	200

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種類	元年度			2年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1	1	0	1	1	0
	社債	-	-	-	300	312	12
	小計	1	1	0	301	313	12
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	300	278	△21	-	-	-
	小計	300	278	△21	-	-	-
合計		301	279	△21	301	313	12

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種類	元年度			2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	4,849	4,699	149	4,357	4,209	148
	地方債	461	399	61	459	399	59
	社債	4,387	4,299	88	3,897	3,809	88
	その他の証券	138	134	4	-	-	-
	小計	4,987	4,833	154	4,357	4,209	148
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	2,836	2,925	△88	1,841	1,919	△77
	国債	-	-	-	200	201	0
	社債	2,836	2,925	△88	1,640	1,717	△77
	その他の証券	41	45	△4	192	200	△7
	小計	2,878	2,970	△92	2,033	2,119	△85
合計		7,865	7,804	61	6,391	6,328	62

● 共済取扱実績

▼ 長期共済保有高

(単位：千円)

	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	556,705	49,690,812	711,149	46,857,780
定期生命共済	61,000	374,400	13,000	367,400
養老生命共済	204,500	19,548,230	212,100	17,713,320
うち こども共済	118,000	6,371,758	144,600	5,935,858
医療共済	25,000	1,086,850	—	1,034,550
がん共済	—	133,000	—	128,000
定期医療共済	—	537,000	—	508,500
介護共済	25,608	385,660	42,946	424,905
年金共済	—	82,800	—	67,800
建物更生共済	10,754,100	82,568,013	8,915,700	82,694,828
合 計	11,626,913	154,406,766	9,894,896	149,797,084

注)

1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
2. こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼ 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	544	17,665	706	17,917
がん共済	65	2,340	48	2,295
定期医療共済	—	1,189	—	1,110
合 計	609	21,194	755	21,322

注)

1. 金額は、入院共済金額を表示しています。

▼ 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	27,052	610,341	57,757	626,248
生活障害共済（一時金型）	103,500	225,500	104,000	289,500
生活障害共済（定期年金型）	9,900	19,800	11,400	29,300
特定重度疾病共済	—	—	208,100	205,100

注)

1. 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

▼年金共済の年金保有高

(単位：千円)

	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	171,467	873,299	111,931	942,672
年金開始後	—	301,362	—	295,346
合計	171,467	1,174,662	111,931	1,238,019

注)

1. 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

▼短期共済新契約高

(単位：千円)

	元年度	2年度
火災共済	8,598	7,676
自動車共済	206,559	216,882
傷害共済	751	768
団体定期生命共済	352	366
定額定期生命共済	16	16
賠償責任共済	226	193
自賠責共済	42,421	34,204
合計	258,926	260,108

注) 金額は、共済掛金額を表示しております。

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種類		元年度		2年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	85,257	12,161	82,579	11,098
	農業機械	108,657	14,699	76,945	12,063
	農薬	37,640	5,685	42,703	6,686
	包装資材	18,679	2,709	16,749	2,418
	その他	51,640	7,996	37,843	6,267
	小計	301,874	43,252	256,821	38,535
生活物資	食料品	18,104	2,335	17,043	2,161
	耐久消費財	39,722	3,878	36,789	4,465
	石油類	23,458	4,702	19,439	5,691
	自動車	10,354	127	14,783	65
	L P ガス	63,618	29,929	—	—
	葬祭	112,380	16,046	83,981	11,792
	その他	17,938	1,380	16,887	1,420
	小計	285,577	58,399	188,924	25,596
合計		587,452	101,652	445,746	64,131

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類		元年度		2年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米		326,389	14,652	301,108	11,316
米を除く農林産物	麦	63,294	10,073	55,539	10,629
	雑穀・豆類	9,090	619	46,970	2,150
	野菜	33,312	591	24,938	430
	果実	16,344	161	18,346	180
	茶	170	2	89	1
	その他農林産物	159,480	2,781	156,804	2,642
小計		281,691	13,984	302,689	16,035
合計		608,081	28,636	603,797	27,351

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類	元年度		2年度	
	販売品販売高	販売品販売原価	販売品販売高	販売品販売原価
野菜	2,703	2,462	2,873	2,624
果実	97	91	—	—
合計	2,800	2,554	2,873	2,624

18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	元年度	2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,046,554	3,042,809
うち、出資金及び資本準備金の額	876,927	882,452
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	2,185,942	2,175,606
うち、外部流出予定額 (△)	8,555	8,646
うち、上記以外に該当するものの額	7,759	△6,603
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,046,554	3,042,809
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	24,029	21,288
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	24,029	21,288
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		

項 目		元年度	2年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
コア資本に係る調整項目の額	(口)	24,029	21,288
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（口））	(ハ)	3,022,525	3,021,520
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		26,607,431	26,484,420
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			
うち、上記以外に該当するものの額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,679,445	1,668,946
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	28,286,877	28,153,366
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		10.68%	10.73%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	元年度			2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	219,807			242,157		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,002			202,662		
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	706,575			547,164		
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機関向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,905,247	9,781,049	391,241	51,869,284	10,373,856	414,954
法人等向け	7,141,528	3,862,666	154,506	5,540,823	2,971,592	118,863
中小企業等向け及び個人向け	304,430	174,081	6,963	280,969	158,074	6,322
抵当権付住宅ローン	10,071,828	3,503,858	140,154	10,374,410	3,606,981	144,279
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等	31,392	31,392	1,255	8,002	8,002	320
取立未済手形	15,214	3,042	121	17,238	3,447	137
信用保証協会等保証付	3,665,058	360,551	14,422	3,590,760	354,460	14,178
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						
出資等	104,395	104,395	4,175	102,966	102,966	4,118
(うち出資等のエクスポージャー)	104,395	104,395	4,175	102,966	102,966	4,118
(うち重要な出資のエクスポージャー)						
上記以外	5,058,021	8,705,467	348,218	5,259,514	8,904,438	356,177
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,331,395	5,828,487	233,139	2,331,395	5,828,487	233,139
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	115,561	288,902	11,556	109,346	273,365	10,934
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						
	(うち上記以外のエクスポージャー)	2,611,065	2,588,077	103,523	2,818,773	2,802,585	112,103
	証券化						
	(うちSTC要件適用分)						
	(うち非STC適用分)						
	再証券化						
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	100,000	1,100	44	200,000	600	24
	(うちルックスルー方式)	100,000	1,100	44	200,000	600	24
	(うちマンドート方式)						
	(うち蓋然性方式250%)						
	(うち蓋然性方式400%)						
	(うちフォールバック方式)						
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額						
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)						
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	76,324,502	26,527,605	1,061,104	78,235,953	26,484,420	1,059,376
	CVAリスク相当額÷8%						
	中央清算機関関連エクスポージャー						
	合計 (信用リスク・アセットの額)	76,324,502	26,527,605	1,061,104	78,235,953	26,484,420	1,059,376
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
		a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
		1,679,445	67,177	1,668,946	66,757		
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
		a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
		28,207,051	1,128,282	28,153,366	1,126,134		

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	元年度					2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上延滞エクスポージャー
国内	76,224,502	14,847,512	7,945,294	-	31,392	78,035,953	14,889,154	6,446,213	-	8,002
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	76,224,502	14,847,512	7,945,294	-	31,392	78,035,953	14,889,154	6,446,213	-	8,002
法人	農業	163,598	163,598	-	-	156,478	156,478	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,206,975	-	1,206,975	-	-	1,106,205	-	1,106,205	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,210,027	-	1,210,027	-	-	1,009,634	-	1,009,634	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,605,772	-	1,605,772	-	-	1,106,923	-	1,106,923	-
	運輸・通信業	1,814,387	-	1,814,387	-	-	1,613,645	-	1,613,645	-
	金融・保険業	51,738,321	-	903,331	-	-	54,501,235	-	602,179	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	802,685	-	802,685	-	-	403,858	-	403,858	-
	日本国政府・地方公共団体	707,577	305,464	402,113	-	-	749,826	146,060	603,766	-
	上記以外	155,812	36,203	-	-	-	151,651	31,446	-	-
	個人	14,342,246	14,342,246	-	-	31,392	14,555,169	14,555,169	-	-
その他	2,477,095	-	-	-	-	2,681,325	-	-	-	
業種別残高計	76,224,502	14,847,512	7,945,294	-	31,392	78,035,953	14,889,154	6,446,213	-	
残存期間別残高計	1年以下	48,664,414	160,943	300,098	-	51,495,282	126,613	101,224	-	-
	1年超3年以下	641,127	439,861	201,265	-	604,695	302,696	301,999	-	-
	3年超5年以下	1,688,889	383,894	1,304,995	-	2,105,329	401,524	1,403,589	-	-
	5年超7年以下	1,624,947	420,644	904,081	-	785,986	383,167	402,818	-	-
	7年超10年以下	951,877	550,367	401,510	-	1,324,639	821,936	502,703	-	-
	10年超	17,526,442	12,693,099	4,833,343	-	16,333,126	12,599,247	3,733,878	-	-
	期限の定めのないもの	5,126,803	198,703	-	-	5,386,893	253,968	-	-	-
残存期間別残高計	76,224,502	14,847,512	7,945,294	-	78,035,953	14,889,154	6,446,213	-	-	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当ありません。

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

該当ありません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		元年度			2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	1,143,042	1,143,042	-	1,193,282	1,193,282
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	3,605,515	3,605,515	-	3,544,603	3,544,603
	リスク・ウェイト20%	198,825	48,920,462	49,119,287	-	51,886,522	51,886,522
	リスク・ウェイト35%	-	10,011,024	10,011,024	-	10,305,661	10,305,661
	リスク・ウェイト50%	6,239,604	-	6,239,604	5,138,462	-	5,138,462
	リスク・ウェイト75%	-	232,108	232,108	-	210,766	210,766
	リスク・ウェイト100%	703,098	2,723,864	3,426,963	402,360	2,913,553	3,315,914
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト200%						
	リスク・ウェイト250%	-	2,446,956	2,446,956	-	2,440,741	2,440,741
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	7,141,528	69,082,973	76,224,502	5,540,823	72,495,130	78,035,953	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	元年度		2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	900	—	2,000	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
3月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	12,000	—	6,000	—
合 計	12,900	—	8,000	—

注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している
債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向
け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に
かかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定
資産等）が含まれます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	元年度		2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,435,790	2,435,790	2,434,361	2,434,361
合計	2,435,790	2,435,790	2,434,361	2,434,361

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

元年度			2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
17,692	10,378	-	-	-	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当ありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当ありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	元年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	100,000	200,000
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショッ

クの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	764	1,142		
2	下方パラレルシフト	0	0		
3	スティープ化	854	1,143		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	854	1,143		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,020			

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、「 $\Delta N I I$ 」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

- ・ 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

19. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	42,592	38,871

(注1) 対象役員は、理事14名、監事4名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(行政、地域代表、組合員代表、系統機関から選出された委員6人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

